

平成23年9月6日

報道発表資料

東日本大震災対策本部「放射性物質対策検討特別部会」の設置について

本市では、東日本大震災による被害に対応するため、**東日本大震災対策本部**を設置するとともに、「被災地・被災者への支援」「市民生活の安全・安心を守る取組」「社会経済の活性化に向けた対応」の3つの取組に対応した部会をそれぞれ設置し、総合的な施策を機動的に実施してまいりました。

また、東日本大震災の影響による原子力発電所の事故に伴う放射性物質への対応につきましては、小中学校や、公園等の空間放射線量、食品に含まれる放射性物質量の測定・監視などを実施するとともに、下水汚泥等に含まれる放射性物質への対応を進めているところです。一方、原子力発電所の事故が収束しない中で、市内公園から放射性物質が検出されるなど、当初想定していなかった事態が生じており、市民の方々の安全安心の確保を第一に、機動的な対応を行っていく必要があります。

こうしたことから、この度、放射性物質への対応として、本市の地域特性を踏まえながら、国等関係機関から示される基準等とともに、放射能の専門家からのアドバイスに基づき的確な判断を行い、重点的かつ継続的に対策を進めていく必要があることから、新たに3副市長及び関係局長等からなる「**放射性物質対策検討特別部会**」を設置します。

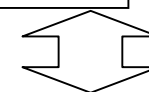
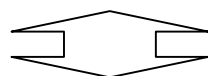
引き続き、市民の方々の安全確保を第一として、放射性物質への的確な対応を行ってまいります。

(問い合わせ先)

川崎市総務局危機管理室

電話：044-200-2793

東日本大震災対策本部（本部長：市長、副本部長：副市長）



総括（各部署の調整・統括）（総務局・総合企画局・財政局）

放射性物質対策 検討特別部会

構成：3副市長、関係局長等
※適宜対応について専門家
から専門的な見地からアドバ
イスをいただき検討を進める

- ・空間放射線量の監視・対応
- ・食品の放射性物質の監視・対応
- ・放射性物質を含む物質（落ち葉など）への対応
- ・下水汚泥及び廃棄物の焼却灰等の放射性物質への対応
- ・放射能による風評被害への対応

〔関係局〕

総務局、市民・こども局、
環境局、健康福祉局、
建設緑政局、消防局、
教育委員会事務局、
上下水道局 等

被災地・被災者 支援部会

構成：各局区企画担当部長

- ・被災地の物資支援
- ・被災地への救援職員派遣
- ・被災地への行政機能復興支援
- ・消防車やバスなどの被災地への提供
- ・避難所の運営
- ・被災者受入住宅の確保
- ・ボランティア、義援金等の受付
- ・就学、就労支援
- ・要援護者の受入

〔関係局〕

総務局、市民・こども局、
健康福祉局、まちづくり局 等

災害対策部会

構成：各局区企画担当部長

- ・被害を受けた公共施設などの補修
- ・余震への対応
- ・医療・福祉施設などの防災機能の強化に向けた取組
- ・今回の震災を踏まえた防災啓発
- ・震災対策の強化（防災計画の見直し等）

〔関係局〕

総務局、環境局、
健康福祉局、まちづくり局、
建設緑政局 等

地域活性化部会

構成：各局区企画担当部長

- ・中小企業や商店街などの活性化対策
- ・市内の消費購買喚起への取組
- ・太陽光パネル等の再生可能エネルギーの利用やLED等の省エネ機器の導入拡大に向けた取組
- ・電力不足に応じた節電対策

〔関係局〕

経済労働局、環境局、
市民・こども局 等

区
対
策
本
部

事務局：総務局危機管理室・行財政改革室、総合企画局企画調整課、財政局財政課